



2021年8月10日

各位

上場会社名 **株式会社 湖池屋**

代表者 代表取締役会長 小池 孝  
(コード番号 2226)  
問合せ責任者 取締役経営管理本部長 藤巻 修道  
(TEL 03-3979-2116)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2021年4月22日付「決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ」のとおり、2021年9月下旬に開催予定の第45回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期の変更を行うことを決議しましたが、本日開催の取締役会において、2021年9月28日開催予定の第45回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとしておりますが、当社の親会社である日清食品ホールディングス株式会社（以下「日清食品HD」）がグローバルに事業を展開しており、当社としてグループ運営の推進、経営計画の策定や業績管理など経営及び事務運営の効率化を図ることに加え、既に日清食品HDが適用している国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応するため、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更いたします。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第46期事業年度は、2021年7月1日から2022年3月31日までの9ヶ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>9</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>6</u> 月 <u>30</u> 日とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日とする。

<p>(事業年度) 第 31 条 当社の事業年度は、毎年<u>7</u>月 1 日より 翌年<u>6</u>月<u>30</u>日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 33 条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>6</u>月 <u>30</u>日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>12</u>月 <u>31</u>日とする。</p> <p style="text-align: center;">附則 (新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(事業年度) 第 31 条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月 1 日より 翌年<u>3</u>月<u>31</u>日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 33 条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月 <u>31</u>日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月<u>3</u> <u>0</u>日とする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 2 条 <u>第 3 1 条 (事業年度) の規定にかかわらず、第 4 6 期事業年度は 2 0 2 1 年 7 月 1 日から 2 0 2 2 年 3 月 3 1 日までの 9 ヶ月とする。</u></p> <p>第 3 条 <u>第 3 3 条 (剰余金の配当の基準日) 第 2 項の規定にかかわらず、第 4 6 期事業年度の中間配当の基準日は 2 0 2 1 年 1 2 月 3 1 日とする。</u></p> <p>第 4 条 <u>本附則第 2 条から第 4 条は、第 4 6 期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u></p>
--	--

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2021年9月28日

定款変更の効力発生日 2021年9月28日

以 上